

報告第4号 ひたちなか市立小中学校等学区審議会の答申について

令和3年11月26日

ひたちなか市教育委員会

教育長 野沢 恵子 殿

ひたちなか市立小中学校等学区審議会

会長 櫻村嘉通

答 申

令和3年10月25日付けひたちなか市教育委員会諮問第1号により諮問のありました「ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校に係る通学区域の変更について」は、ひたちなか市立小中学校等学区審議会による審議の結果、諮問のあった当該地域を外野小学校の通学区域に変更することが望ましいと答申する。

ひたちなか市教育委員会諮問第1号

令和3年10月25日

ひたちなか市立小中学校等学区審議会会長 殿

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

ひたちなか市立の小学校の通学区域について

ひたちなか市立小中学校等学区審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1 諮問事項

ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校に係る通学区域の変更について

2 諮問理由

ひたちなか市立東石川保育所東側の地域は東石川小学校の通学区域内であるが、当該地域に居住する世帯は外野小学区内の一地域を基盤とする六ツ野自治会に属しており、また、当該世帯に属する全児童が、当委員会の指定学校の変更の許可を受けて外野小学校に就学している現状であるため、当該地域を外野小学校の通学区域に変更することについて諮問する。

議案第 4 2 号

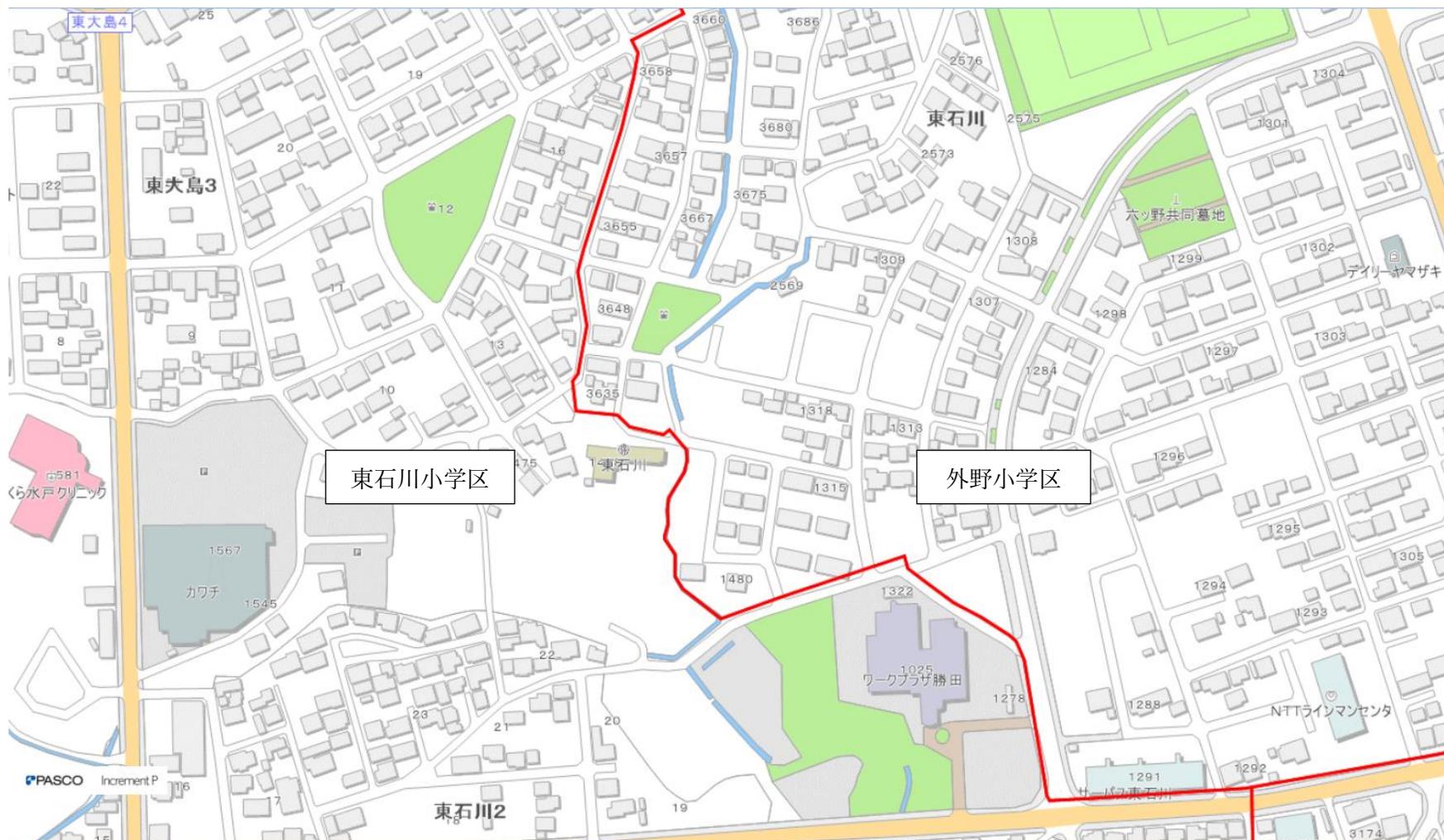
ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校の通学区域
の変更について

ひたちなか市立東石川小学校及びひたちなか市立外野小学校の通学区域について、別
紙のとおり変更する。

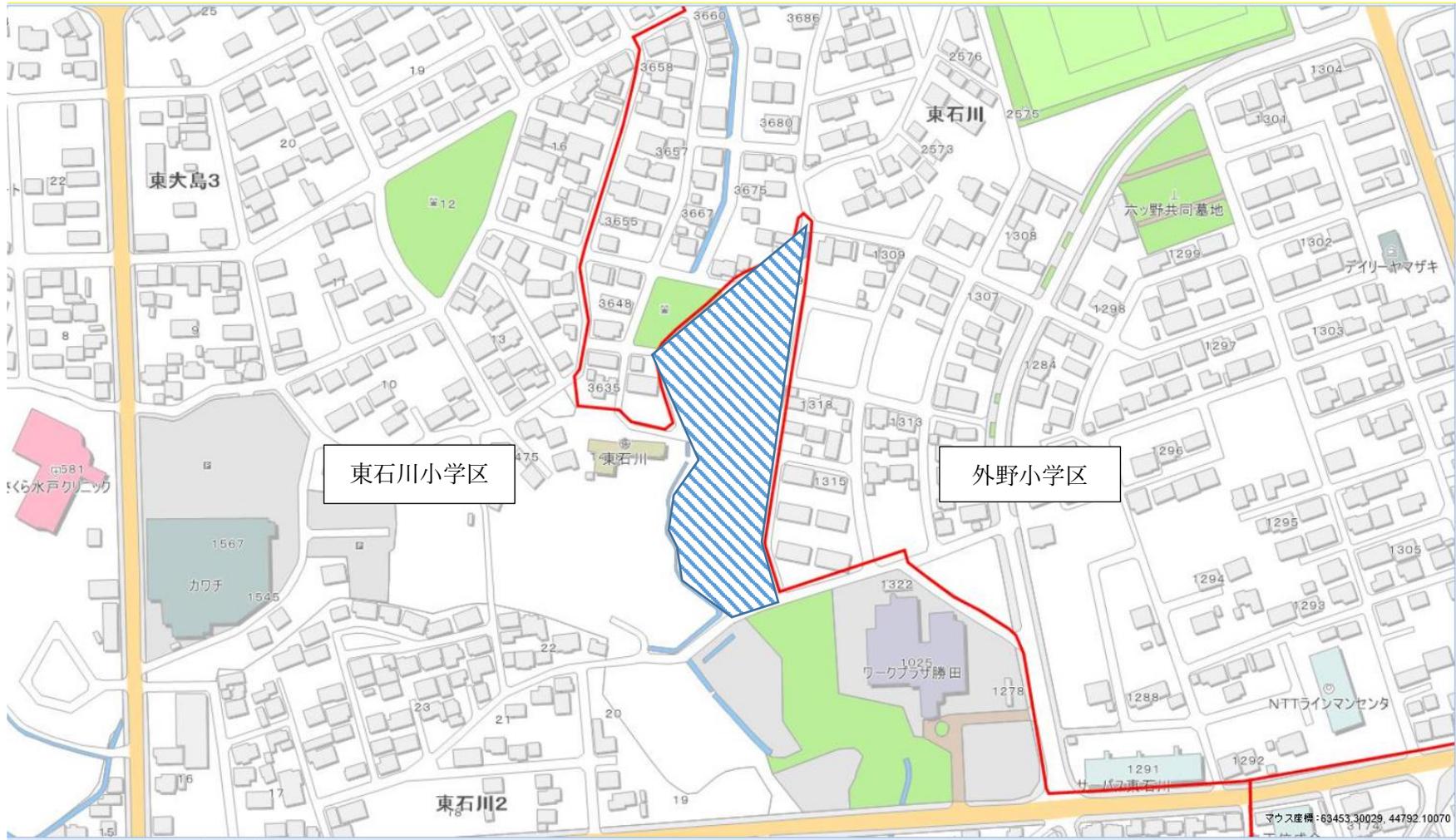
令和 3 年 1 2 月 2 4 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決



赤線：学区境界線（変更後）



赤線：学区境界線

青線：対象学区

議案第 4 3 号

ひたちなか市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 4 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 号

ひたちなか市立学校体育施設開放規則の一部を改正する規則

ひたちなか市立学校体育施設開放規則（平成6年教委規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「管理規則」という。）第33条第1項」を「）第33条第1項」に改める。

第3条第1項中「金曜日」の次に「まで」を加え、「管理規則第3条第1項に規定する学校の休業日」を「日曜日及び土曜日」に改める。

第4条第3項中「をする日において20歳以上の者」を「に係る当該体育施設の使用期間の初日までに成年年齢に達している者」に改める。

第5条第2項中「までの間」の次に「（第4項に規定する使用許可に係る使用期間が属する年度の翌年度においても引き続き当該体育施設を使用しようとするときにあっては、別に定める期間内）」を加える。

第7条第1項中「体育施設の使用期間の初日の前日までに」を「速やかに」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第4条第3項の規定の例により使用責任者の要件を満たす者に係る申請，許可その他必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

旧	新	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、ひたちなか市立学校管理規則（平成6年教委規則第10号。<u>以下「管理規則」という。</u>）第33条第1項の規定に基づき、市民の体力づくりとスポーツ、レクリエーションの普及及び奨励を図るため、ひたちなか市教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する学校施設を市民に開放することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開放期間及び開放時間)</p> <p>第3条 体育施設を開放する期間は通年とし、開放する時間は、月曜日から金曜日にあつては午後5時から午後9時までとし、<u>管理規則第3条第1項に規定する学校の休業日</u>にあつては午前6時から午後9時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(開放の対象となるもの)</p> <p>第4条 体育施設の開放の対象となるものは、市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者で組織された団体（以下「対象団体」という。）とする。</p> <p>2 対象団体は、次条第3項の規定による許可に係る使用について、あらかじめ、責任者（以下「使用責任者」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 使用責任者は、次条第2項の申請をする日において<u>20歳以上の者</u>とする。</p> <p>(使用の許可の申請等)</p> <p>第5条 体育施設を使用しようとする場合は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可の申請は、別に定める日から当該体育施設を使用しようとする期間の初日の7日前の日までの間に、ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを委員会に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、ひたちなか市立学校管理規則（平成6年教委規則第10号）第33条第1項の規定に基づき、市民の体力づくりとスポーツ、レクリエーションの普及及び奨励を図るため、ひたちなか市教育委員会（以下「委員会」という。）が所管する学校施設を市民に開放することについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(開放期間及び開放時間)</p> <p>第3条 体育施設を開放する期間は通年とし、開放する時間は、月曜日から金曜日<u>まで</u>にあつては午後5時から午後9時までとし、<u>日曜日及び土曜日</u>にあつては午前6時から午後9時までとする。</p> <p>2 略</p> <p>(開放の対象となるもの)</p> <p>第4条 体育施設の開放の対象となるものは、市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者で組織された団体（以下「対象団体」という。）とする。</p> <p>2 対象団体は、次条第3項の規定による許可に係る使用について、あらかじめ、責任者（以下「使用責任者」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 使用責任者は、次条第2項の申請に係る<u>当該体育施設の使用期間の初日までに成年年齢に達している者</u>とする。</p> <p>(使用の許可の申請等)</p> <p>第5条 体育施設を使用しようとする場合は、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可の申請は、別に定める日から当該体育施設を使用しようとする期間の初日の7日前の日までの間、<u>(第4項に規定する使用許可に係る使用期間が属する年度の翌年度においても引き続き当該体育施設を使用しようとするときにあつては、別に定める期間内)</u>に、ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを委員会に提出することにより行う</p>	

旧	新	備考
<p>(1)・(2) 略</p> <p>3 委員会は、前項の申請（以下「使用許可申請」という。）があった場合には、その内容を審査し、体育施設の使用を許可するときは、ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 委員会は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）に、体育施設又は体育施設の設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（変更の許可等）</p> <p>第7条 使用許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、<u>体育施設の使用期間の初日の前日までに</u>、許可申請書を委員会に提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、第5条第3項及び第4項並びに前条の規定を準用する。</p> <p>3 略</p>	<p>ものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 委員会は、前項の申請（以下「使用許可申請」という。）があった場合には、その内容を審査し、体育施設の使用を許可するときは、ひたちなか市立学校体育施設使用（使用許可変更）許可書（様式第3号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 委員会は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）に、体育施設又は体育施設の設備若しくは備品（以下「施設等」という。）の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（変更の許可等）</p> <p>第7条 使用許可を受けた者（以下「使用許可者」という。）は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、<u>速やかに</u>、許可申請書を委員会に提出するものとする。</p> <p>2 前項の場合においては、第5条第3項及び第4項並びに前条の規定を準用する。</p> <p>3 略</p>	

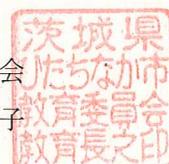
報告第5号 ひたちなか市社会教育委員の答申について

ひたちなか市教育委員会諮問第4号

令和2年7月29日

ひたちなか市社会教育委員の会議議長 殿

ひたちなか市教育委員会
教育長 野沢 恵子



今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1 諮問事項

今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について

2 諮問理由

社会情勢の変化や子どもを取り巻く学校と地域の環境やあり方が変化している中で、「地域と共にある学校」をつくるために、今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について諮問する。

令和3年12月15日

ひたちなか市教育委員会
教育長 野沢 恵子 様

ひたちなか市社会教育委員の会議
議長 儘田 茂樹

令和3年7月29日付けひたちなか市教育委員会諮問第4号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

諮 問 事 項
今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について
諮 問 理 由
社会情勢の変化や子どもを取り巻く学校と地域のあり方が変化している中で、「地域と共にある学校」をつくるために、今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動との推進の方向性について、諮問する。

2 答申の内容 別紙のとおり答申します。

答 申 の 概 要
「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」は、「地域と共にある学校」を目指すための中核となる施策であるので、「参加型から参画型への転換を」をキーワードにして、全市を挙げて推進していくことを強く願うものである。

3 ひたちなか市社会教育委員の会議 名簿

議長 儘田 茂樹	副議長 渋谷 照夫	幹事 齋藤 孝夫		
委 員				
寺田 明彦 磯崎 幸子	寺門 良彰 関口 拓生	川又 晴彦 原口 真美江	田中 きよ子 深谷 甚勝	笹島 豊
令和2年度委員				
田部田 康弘	中村 孝一	高橋 早智子		

4 活動の記録

協議の会議数	令和2年度～3年度の2年間で10回の会議
視察研修	阿字ヶ浦小中学校合同学校評議委員会、美乃浜学園学校運営協議会、津田小学校学校運営協議会
講話受講	「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進について」 講師 茨城県水戸教育事務所 主任社会教育主事 松崎 英政 氏
講話受講	「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）について」 講師 茨城県教育庁総務企画部生涯学習課 主査 小林 宏次 氏
教育講演会 受講	「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進について」 講師 文部科学省CSマイスター 今泉 良正 氏

答 申 書

私たち 12 名のひたちなか市社会教育委員の会議は、ひたちなか市教育委員会から諮問を受け、以下に示す「コミュニティ・スクール」をめぐる背景と歴史的経過の理解を深めて、「今後のコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の方向性について」を議題にした協議を重ねました。令和 2 年度～3 年度の 2 年間に 10 回の委員会議を開き、また、市内の学校会議（阿字ヶ浦小中学校合同学校評議委員会、美乃浜学園学校運営協議会、津田小学校学校運営協議会）の視察や、講演会に参加するなどして得た意見・感想などのアンケートも検討資料にしながら、協議を深めました。

これらの協議に基づいて、ひたちなか市の「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進の方向性について」をまとめ、具体的な施策に関して答申します。

1 「コミュニティ・スクール」「地域学校協働活動」の背景

日本の学校教育約 150 年の歴史の中で三つの教育改革がありました。第一の改革は「明治の教育改革」、明治 5 年（1872 年）に学制が公布され学校という制度が日本に持ち込まれました。第二の改革は「昭和の教育改革」、太平洋戦争後民主主義国家として再出発し日本国憲法が公布され、新制中学と新制高等学校、新制大学が出来ました。第三の改革は「平成の教育改革」、平成 2 年（1990 年）に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」（略して「生涯学習法」）によって、学校が地域の学習拠点の一つに位置付けられました。

この 3 つの時期で日本の学校が目指す教育目的が変わってきました。第一と第二の教育改革は、明治維新と太平洋戦争があって多くの血が流れた後の改革でした。第三の教育改革は、人々の血が流れるような革命や戦争はありませんでしたが、地球規模での変革期を背景に日本の教育を根底から見直した大改革でした。この改革理念の底流に「コミュニティ・スクール」推進の方向性が伺えます。

(1) 第三の教育改革と「コミュニティ・スクール」の理念

第三の教育改革は、昭和 59 年（1984 年）に中曽根内閣のもとで臨時教育審議会（略して臨教審）が設置され、3 年に及ぶ大激論の末に出た答申がスタートです。

「わが国が今後、社会の変化に対応し、活力ある社会を築いていくためには、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系の登場、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりにこたえ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかなければならない。」（昭和 62 年（1987 年）8 月 7 日、臨教審最終答申「生涯学習体系への移行」）小学校から大学まで公立・私立の別なく、すべてが「変わろう」としていました。日本の最高学府の頂点とされているところからも声が出ていました。「大学は今、変わらなければならないという強迫観念にとらわれている。我々は義務感からではなく、喜びを持って変化させていくつもりだ。」（蓮見重彦東大学長談、平成 9 年（1997 年）10 月 27 日付、毎日新聞「シリーズ大学改革の模索①」より）

(2) 「コミュニティ・スクール」推進は世界の趨勢

平成 11 年（1999 年）6 月 18 日～20 日、第 25 回主要国首脳会議（ケルンサミット）では、初めて教育が主要議題として取り上げられ、21 世紀を「生涯学習の世紀」としました。

議長を務めたイギリスのブレア首相は、「我が国の重要議題は、第一に教育、第二に教育、第三に教育」と 3 回も教育と言って話題になりました。そこで「ケルン憲章—生涯学習の目的と希望—」を採択しました。今や「コミュニティ・スクール」の理念としての「生涯学習」は世界的な趨勢となっています。これまでの教育が学校中心の狭い短期間の学習であったのを改めて、広く長

期間の「学習社会」に変えることが最重要課題となりました。

(3) 「地域と共にある学校」をつくる生涯学習理念

平成 18 年（2006 年）に改正された教育基本法では、その第 3 条に初めて「生涯学習の理念」という見出しを付与した条文が設けられました。

21 世紀が、これまでの学校中心の学習から「生涯学習」に変わらなければならない大きな理由は ①「急激な社会の変化」が常に新しい知識の獲得を要求するようになってきているという事実です。そのため、学校で学んだ知識が短期間に通用しなくなり生活のために誰もが生涯学習をしなければならなくなっています。②人間の寿命が急激に伸び生存期間が著しく長くなったことです。人類数万年ぶりの大変革を地球上の人々が迎えています。人生百年という今日では、数万年かけて 50 歳まで生きられるようになった人類が、わずか半世紀余りで 50 年も生存期間が伸びたのです。①も②も地球規模でしかも「急激」に起こっています。

これまでのような学校中心の教育、学習を続けていくと新たな問題も生じてきます。令和 3 年（2021 年）10 月 13 日、文部科学省から最新の不登校情報が出ました。全国の小・中学校で 2020 年度に不登校だった児童生徒は、前年度比 8.2%増の 19 万 6127 人で過去最多、更に自殺者は 415 人で最多でした。この数字から学校生活での子どもたちの「声なき苦しい悲鳴」が聞こえてきます。孤立した学校からの SOS には「地域と共にある学校」づくりが急務です。

地域と学校が大きな変化を迎えてきた中、平成 27 年（2015 年）12 月に中央教育審議会において、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進すること、そのために地域と学校の連携体制として「地域学校協働本部」を整備すること、などが答申として提言されています。文部科学省では平成 29 年（2017 年）3 月に社会教育法を改正し、地域学校協働活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を整備しました。これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域の活性化や地域の創生につながっていくことが期待されています。

2 「学校評議員会」実践の成果を生かしてほしい

ひたちなか市において、「学校評議員会」は本格的に実施されてきて 25 年ほど続いてきました。当時は全くのゼロからのスタートでしたが、その基本的な考え方は次のような点でありました。

- 学校づくりに「地域の人たち」の知恵や発想、着眼をいただいて、新しい雰囲気や展開を生み出して、学校活性化を図り、地域に閉ざされることなく開かれた学校づくりを目指しました。
- 学校評議員会の構成は、学校長・教頭・教務主任、PTA 会長、民生委員児童委員・主任児童委員代表、地元自治会代表、子ども会育成会代表、学識者（教職員経験者など）などの子どもたちを取り巻く大人たちの代表の合計 8 名前後から成り、各校ともほぼ同じ構成でした。
- 学校評議員会は年間 3 回程度開催され、主に学校の学校づくり案の方向や手立て等が説明され、評議員に理解や感想、意見などを求めるものでした。学校情報の公開は今でこそ一般的ではありますが、当時としては画期的な姿でありました。
- 学校は評議員の感想や意見を受けて、さらに深く検討するなどして新たな学校づくりに生かしていこうとするものでした。学校評議員会は、学校の「相談機関」「諮問機関」などの性格がありました。

この「学校評議員会」が与えた影響は大きく、その成果も次のようなものでありました。

(1) 地域に開かれた学校は、まさに「21世紀型の学校」で、可能な限り開かれるべきという「学校をオープンにする」という学校や住民の意識の向上につながりました。

—————学校情報の「オープン化」を

(2) 学校が状況説明をし、地域住民がそれを聞いて、理解・納得し意見を述べるというスタイルは、「学校が主で、地域住民が従」という関係になりやすく、地域住民は「受け身型」が続くことになり、受け身型を脱するべき機運が生じました。

—————学校と住民が「対等な立場」で

(3) 開催される会議の会次第は学校がつくり、地域住民はそれを受けて議題に沿った感想・意見にとどまってしまうので、両者でつくるべきだという考え方も生まれてきました。

—————会次第も「両者で」つくる

(4) 学校と地域住民が対等であるということは、会議の原案づくりなどのスタートの時点から、地域住民も入ることが必要であるという考え方になりました。

—————住民の入り方は「参加型から参画型」で

(5) 学校と地域住民との関係が「参加型から参画型」になることで、議決の仕方も当然変わり、学校・地域住民が対等の立場で「議決する」方向の意向が出てきました。

—————議決も「学校・地域が参画型」で

これまでの「学校評議員会」の成果を生かして「学校運営協議会」をスタートしている各校において、さらに発展させていただきたい、と願う次第です。

3 具体的な施策に関する答申について

私たちは、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の成否は、この活動の中心になるであろう「学校運営協議会」が、地域住民の深い理解のもとに学校組織の上にきちんと位置付けられて設置され、諸活動も学校と地域が一体となった「協働活動」によって企画・計画され、そして「学校運営協議会」を構成する委員の人たちも高い意識と意欲的な姿勢があつてこそ、「目的」が達成されるものと考えました。

私たちは、市内全校に四半世紀ほど前に設置されて活動を始めた「学校評議員会」、その後に設置された「学校評価委員会」が積み重ねた活動成果を受けて、さらなる発展を目指した「学校運営協議会」のあるべき姿に関して、次に示す諸点に着目し、具体的な施策をまとめました。

＜第1の視点＞ 市民・地域住民・地域組織・保護者等の子どもを取り巻く大人たちに、「学校運営協議会」の内容や目指すねらい、具体的な取り組みなどに関する深い理解をいただき支えていただくために、広報等を通して、制度に関する市民・地域住民への周知を図ること。

- ① 学校運営協議会は、ひたちなか市では令和3年度に開始され、全校ですすでに取り組み始めています。この協議会の大きな特色である、地域と学校の関係がこれまでの「参加・協力型」から、両者が対等の関係になって両者で決定していくという「参画・決定型」に移行したということ、広く市民に対して広報のあらゆる手立てを講じて、早急に周知されることに期待します。

- ② 学校と学区地域は、強い結びつきで運営していくことになるので、学校を取り巻く自治会や各中学校区地域コミュニティ組織、民生委員・児童委員協議会、主任児童委員の会、PTA、子ども会育成会、交通安全母の会、青少年相談員、生徒指導相談委員、ボーイスカウト・ガールスカウト団、ユネスコ協会などの子どもの健全育成を目指す「地域組織」にも、広報のあらゆる手立てを講じて、早急に周知されることに期待します。

＜第2の視点＞ 活動の中心になる「学校運営協議会」の委員に関しては、制度への深い理解と学校発展の熱い願い、地域と学校との強い結びつきへの思い等の、学校や地域に関しての強い思い入れのある人に就いてもらいたい願いから、委員選出時には大きな留意すべき点があるとの思いに達し、それに沿った手立てを講じること。

- ③ 学校運営協議会の委員は、教育委員会による委嘱という手続きで進められるので、委嘱時には、委員の役割について「委員の心得」的な手引き等を生かすなどして、委員意識を高くし、学校への熱い思いが高くなるよう、意識向上を目指した手立てを講じて委嘱されることに期待します。
- ④ 委員による協議を進めていくと、どうしても年齢や経験年数からくる独特の価値観を持った意見になりやすい傾向にあります。多様な視点や価値観、考え方からの意見が出されることが望ましいので、委員の構成は、選出時において世代や年齢構成、家族構成などが偏らないように努めていただきたいと思います。
- ⑤ 特に、はつらつとしたフレッシュな視点の意見が出ることを期待して、高校生・大学生やひたちなかリーダーズクラブ出身者の青少年などの「若者」の積極的な委員委嘱を検討されることに期待します。
- ⑥ 学校運営協議会が順調に進んだ好時期に、「公募制」や「選考委員会を設置」など、多様な人材が集まれるような、かつ自薦他薦が可能な仕組みを取り入れていってはいかがでしょうか。情熱がある熱い気持ちの人や、この制度の中に積極的に入っていきたいという道を求める人たちを呼び込むことができるので、可能な限り早急に検討し、選任された委員を地域に広報するなどして、地域からの理解が深まるよう努めていただきたいと思います。
- ⑦ 学校の校務分掌に「地域学校協働活動推進部」なるセクションを設け、このセクションからの教職員が学校運営協議会のメンバーに就くようにして、多くの教職員が学校運営協議会に参加できるようにし、教職員全体の共通理解が図られることに期待します。
- ⑧ 「地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）」を早急に任用し、学校運営協議会に参加させることを求めます。さらに各校の「地域コーディネーター」を対象に研修会を開くなどして、地域と学校をつなぐコーディネート力の向上を目指す必要があります。研修項目の中には、会議の司会進行力の向上を図るものから、議題の挙げ方、地域の人たちとの「参画の進め方」まで、多様な研修項目の展開が求められます。
- ⑨ 「地域コーディネーター」の研修会を開催するときに「会次第にも創意工夫」が必要となります。特に、他校・他地域との「実践情報の交換」ができるよう工夫していくと、協議会委員の資質の向上に大きく資するものと期待できます。

- ⑩ 委員の任期にも「ひと工夫」あることが望ましいと考えます。地域ごとに任期が異なることも出るかもしれないし、交代時期を半数ずつにする、公募委員枠を設けるなど選出法や任期についても「ひと工夫」あってもよく、各地域での創意工夫が発揮された多様な委員選出法があってもよいでしょう。

＜第3の視点＞ 各学校・地域において、この「学校運営協議会」で議題・議決するものについて、共通理解を深めること。ひたちなか市では、この協議会で協議するものとして、ア 教育目標・学校経営計画、イ 教育課程、ウ 組織運営、エ 施設設備の管理・整備、オ 教育委員会・学校が認めた必要事項 の5項目を挙げていますが、各校において、これらの項目について「ひたちなか市化・自校化」して、「我が地域・学校の課題はなにか」を考えていて、すぐ議題に挙げられるよう常に意識し、準備しておくこと。

- ⑪ 学校運営協議会で協議する5項目の内容については、常に資料を整えていて、第1回学校運営協議会では年間の議題化に対する準備をしておき、その後の回でも議題化になっても挙げられる準備をしましょう。「学校の課題は常に地域にオープンです」を心得ます。
- ⑫ 学校運営協議会の性格から議題決定には、学校と地域で協議して作ることが求められていますので、両方で決定していくことを意識して進めなければなりません。特に学校職員が協議会の事務局になる場合が多いでしょうから、会次第の作成には、地域・学校が一体化のもとに作成されるよう細やかな過程を経る作り方を踏んでいくことが大切です。
- ⑬ 「地域学校協働活動」には、「経常的な活動」と「創造的な活動」があります。会次第・議題にも、この2種の内容が盛り込まれるべきです。特に「創造的な活動」は、学校と地域が融合する力を有していますので、楽しい活動になるし、強く結びつく絆づくりに繋がります。ですので「創造的な活動」に入る事業を積極的に開発して計画し、実施していくことに努めてほしいと願うものです。

＜第4の視点＞ 「地域学校協働活動」が円滑に・活発に・積極的に実施されるためには、事業実施日の以外のときにも、活動が盛り上がる雰囲気づくりに努めなければなりません。学校の日常生活・日常活動、日常の授業等の学習活動の中でも、この協働活動が盛り上がるよう雰囲気をつくる醸成活動にも留意していくこと。

- ⑭ 通常の授業でも地域の方との交流があるように努めましょう。例えば、授業で地域の方をゲストティーチャーとしてもっと積極的に招きする、地域に出る授業（地域の方の仕事を見学するフィールド学習など）にもさらに多く取り組むなど、地域と結び付いた授業を数多く行うことを積極的に模索し、教材開発・学習活動の開発を数多く展開しましょう。
- ⑮ 地域学校協働活動を地域に広く広報しましょう。活動を実施したら「学校広報紙」（学年・学級広報紙も含む）に掲載して地域に回覧する、広報紙を地域に配るなどしましょう。
- ⑯ 校内に、全校・学年ごとの「地域学校協働活動広報コーナー」をつくり、積極的に子どもたちに広報しましょう。活動の姿を積極的に掲示して活動の姿が常に目につくようにしましょう。
- ⑰ 地域の自治会の広報紙に掲載依頼して、活動の姿を載せてもらうなど、地域にこの活動が始動していることを広く広報しましょう。広報は年間を通して定期的に行いましょう。

- ⑱ 校内に「地域学校協働活動室」を設けましょう。地域の人たちが自由に入出りできる活動室ですが、PTA室、子ども会室として供用してもいいでしょう。これにより校内に「活動拠点」ができることとなります。地域の人たちが常時たくさん入ってくることによって、「〇〇地域立□□小学校」の様相が大きくなってきますので、このような雰囲気になると「地域と共にある学校」になっていきます。

＜第5の視点＞ 「地域学校協働活動」には、「経常的な活動」と「創造的な活動」があります。特に、後者の「創造的な活動」に、創意工夫の企画を積んで活動を実践していけば、活動する楽しさの気持ちや充実感、達成感が高まっていき、この事業への期待感が大きくなるに違いありませんので、「創造的な活動」を誕生させること。

- ⑲ 私たちは、平成30年度～令和元年度にかけての2年間、「小学生時代の体験活動のススメ」をテーマにして研究・協議を重ね、その必要性・重要性を提言しました＜別紙参照＞。その体験活動を実施する場として、「子どもたちの体験活動を地元地域で展開していくことはどうか」と提案します。地域住民が「体験活動の地域ティーチャー」となって「放課後子ども教室」などを実施するもので、学校運営協議会の議題として好例と思い、提案するものです。
- ⑳ 地域住民と子どもたちが一緒になって、むかし遊びやちょっとしたボランティア活動、子どもたちが先生になる教室、地域行事への参加など、参加者が多世代にまたがるような事業を積極的に企画することなども、創意工夫の発揮できる活動になるに違いありません。地域学校協働活動は、回を重ねることにより、「ふるさと意識」「郷土愛」「地域住民意識」などから「地域での居場所づくり」へと発展が期待できるものになっていくことでしょう。
- ㉑ 地域住民と学校が目標を共有して行う双方向の「連携・協働」を推進し、より多くのより幅広い層の地域住民や団体が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、「地域学校協働活動」を推進する体制の基盤として、「地域学校協働本部」を地域に整備することを提案します。すでに実施されている個別の活動から「総合化・ネットワーク化」へと発展すると、多様な地域学校協働活動の実施と継続的・安定的な実施が可能となっていくでしょう。

4 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」が進展していくと

「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」が進展していくと、これまでの地域と学校の様相に比べて大きく変わった姿になり、大きな期待が持てるようになってきます。

- (1) 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」が実践されると、学校は、「〇〇地域立□□小学校」の様相が大きくなっていくに違いありません。ここでは地域住民と子どもたち、教職員がより近い距離感で接していくこととなります。地域住民と子どもたちの距離感が近くなっていくということは素晴らしいことで、私たちが目指す「地域と共にある学校」づくりに繋がっていきます。
- (2) 学校に地域住民が多く入ってくる機会が増えるということは、直接間接を問わず子どもたちと大人たちが接する機会が多くなります。地域住民から見ると、「我が地域の子ども」という意識になって、子どもたちに対して「地域親」といえるようになるので、地域全体で子育てをする雰囲気・意識・行動が豊かになってきます。「地域で子どもを育てる」ことになっていき、まさに「〇〇地域立□□小学校」で「地域と共にある学校」となります。

- (3) 子どもたちから見ても、地域住民は「地域親」という思いが芽生えてくるでしょうから、地域の多くの人たちから見守られているという心が育ちます。地域の大人と子どもの間に、顔見知りの関係が生じてきて、やがては信頼関係の高まりになっていければ素晴らしいと思います。
- (4) 地域の大人と子どもの間で信頼関係が醸成されていくと、子どもたちの足が「地に着いた行動」になっていくことで「地元意識」が高まります。これはやがて「地域住民意識」「我が郷土意識」「郷土愛」「地域愛」に、さらには「シビックプライド（地域への誇り）」になっていくでしょう。これこそ私たちが願う大きなねらいでもあります。
- (5) 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の実践は進展していくほど、「地域・学校・家庭」の結びつきが大きくなっていき、強く密接な関係になっていきます。地域・学校・家庭が結び付いた教育を実現させていくことが、私たちが切に願うものです。

5 長期と短期の目標を立てて長期的な組織と計画を

「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の実践は、意識改革や考え方や行動の転換を要しますので、時間がかかりますし、短期間では困難であると思われますので、長期的・短期的な2つの計画が必要です。そして地域と学校の両者の参加が必要になってきます。長期的・短期的な計画を同時進行で推進していくようになりますから、段階を踏んで実践を積んでいってほしいと願うものです。

- (1) 学校・地域さらには家庭が大きな意識変革を求められることとなりますので、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の実践には長い期間を要するかもしれません。この制度が順調な発展を遂げるためには、地域・学校・家庭の誰もの共通理解のもとに進めなければなりません。長期的・短期的の計画をもって推進してほしいと思います。
- (2) 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」をひたちなか市全体で推進していくためには、「総合的な推進本部」を設置してしっかりと位置付けなければなりません。担当者が異動等によって変わっても、つまり人が変わっても活動は変わることのない確固とした「総合的な推進本部」をつくることが求められますので、「長期活動」の経年に耐えられる組織づくり・計画づくりが大切です。

小学生時代の体験活動のススメ

「驚く」という才能を伸ばそう。子ども時代の体験は、どんなに小さくともエネルギーの源です。学びや体験の場は学校のほかにもたくさんあります。わくわく・ドキドキの体験を通して、親子で成長していきましょう。

自然体験を進めよう

1 自然の力・不思議などを知り、身近な環境にも関心を持つ

草花・野菜の栽培、動物飼育、ハイキングや登山、海辺のおそび、農園・探検おそび、キャンプ、ボートスカウト・カールスカウト活動 など

文化芸術体験を進めよう

2 文化・芸術作品に親しみ、美しさがわかる心を育てよう

芸術鑑賞（美術館・音楽会・伝統文化、観劇など）、表現活動（絵画、楽器、書道、陶芸、料理など） など

社会体験・コンピュータ・ゲーム体験を進めよう

3 社会の仕組みに関心を持つ・コンピュータ・ゲームの力を育てよう

ITコースに関心を、職場体験、マスコミや議会・工場など見学、救急救命学習、子供会・地域活動、IT系IT活動、新聞を読む など

身体活動体験を進めよう

4 スポーツを体験し、健全な心と体をつくらせよう

球技、ダンス、水泳、リシオ体操、スキー・スケート、柔道・空手、スポーツ少年団 など

心の体験を進めよう

5 「いろいろな心」を体験し、他人の心・自分の心を理解しよう

喜んだ心・楽しんだ心、苦しかった心、つまらなかった心、心通じた心を大切に、読書、物語の読み聞かせ、ボウリングや活動、団体活動へ参加、洋上学習、戦争体験を聴く など

科学体験を進めよう

6 科学を知る喜びを味わおう

コンピュータ、昆虫観察、動植物の飼育・栽培や観察、理科実験や観察、少年少女発明クラブ など

